

返 戻 金 制 度 表

(短期退職時の報酬の返還)

クライアント企業：甲

チャレンジャーベース株式会社：乙

採用決定者が、入社日以後、明らかに採用決定者の責に帰すべき事由により甲を解雇され、又は自己都合により入社日から起算して3ヶ月以内に甲を退職し（なお、死亡又は病気による退職を除く）、甲との雇用契約を終了した場合、乙は、前条により支払われた本件報酬のうち、下記の割合により決定される金額を甲に返還するものとする。ただし、採用決定者の勤務開始後の甲の労働条件が勤務開始前に採用決定者に提示された労働条件と著しく異なる場合、甲が労働基準法その他の法令に違反したこと若しくは違反する状態にあることを理由に採用決定者が自己都合退職した場合又は甲による採用決定者の解雇が後に裁判所において無効と判断された場合（無効を前提にすると合理的に解釈できる裁判上の和解又は調停を含む）は、乙は上記返還義務を負わない。

- 入社日から起算して30日以内に雇用契約を終了した場合 80%
- 入社日から起算して31日乃至60日の期間内に雇用契約を終了した場合 65%
- 入社日から起算して61日乃至90日の期間内に雇用契約が終了した場合 50%

許可番号

3 - ユ - 314067

事業所の名称及び所在地

チャレンジャーベース株式会社

東京都中央区日本橋兜町 20-5 兜町八千代ビル 4 階